

秋田県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成29年3月28日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀井啓一

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田岩見船岡線	秋田市千秋公園202番20から手形山崎町191番10まで

2 供用開始の期日 平成29年3月30日 午前6時00分

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成29年3月28日から同年4月11日まで(日曜日、土曜日を除く。)